

那 霸 市 公 報

第 1 3 7 7 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 1 1 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)	668
平成 1 5 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) (財 政 課)	668
平成 1 5 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) (財 政 課)	669

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 課)	670
---	-----

病 院 管 理 規 程

那 霸 市 立 病 院 人 事 評 価 の 試 行 に 関 する 規 程	671
--	-----

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選 挙 人 名 簿 登 録 の 抹 消 に つ い て	671
-----------------------------------	-----

消 防 本 部 訓 令

那 霸 市 火 災 等 予 防 査 察 規 程	673
-------------------------------	-----

告 示

那覇市告示第51号
平成15年11月10日
掲 示 済

平成15年(2003年)11月那覇市議会臨時会の招集について

平成15年(2003年)11月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成15年11月18日(火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (3) 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (4) 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて(平成15年度那覇市一般会計補正予算(第2号))
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて(平成15年度那覇市一般会計補正予算(第3号))
 - (7) 専決処分の報告について(車両物損事故)
 - (8) 専決処分の報告について(公共下水道の公共柵の閉塞事故)
 - (9) 専決処分の報告について(若狭市営住宅における落下事故:対物)

那覇市告示第52号
平成15年11月17日

平成15年10月10日付けで専決処分を行った平成15年度那覇市一般会計補正予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成15年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

平成15年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,781千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,849,126千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 県支出金		千円 3,929,668	千円 81,781	千円 4,011,449
	3 委託金	307,904	81,781	389,685
歳 入 合 計		103,767,345	81,781	103,849,126

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,511,165	千円 81,781	千円 8,592,946
	4 選挙費	79,941	81,781	161,722
歳 出 合 計		103,767,345	81,781	103,849,126

那覇市告示第 53 号
平成 15 年 11 月 17 日

平成15年10月30日付けで専決処分を行った平成15年度那覇市一般会計補正予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 15 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成15年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 , 3 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 3 , 9 1 0 , 4 9 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 県支出金		千円 4,011,449	千円 61,373	千円 4,072,822
	3 委託金	389,685	61,373	451,058
歳 入 合 計		103,849,126	61,373	103,910,499

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,592,946	千円 61,373	千円 8,654,319
	4 選挙費	161,722	61,373	223,095
歳 出 合 計		103,849,126	61,373	103,910,499

公 告

那覇市公告第69号
平成15年10月27日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域
3・4・47号 石嶺福祉センター線 (変更)
変更する部分 那覇市首里石嶺町4丁目
3・5・那28号 小禄高良線 (変更)
変更する部分 那覇市字宇栄原及び宇栄原3丁目
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)
- 4 縦覧期間及び時間
期間 平成15年10月27日(月)から平成15年11月10日(月)まで
時間 午前8時30分~午後5時まで(土・日曜日・祝日は除く)

病院管理規程

那霸市病院管理規程第 39 号
平成 15 年 11 月 4 日
公 布 済

那霸市立病院人事評価の試行に関する規程を次のように定める。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院人事評価の試行に関する規程

第 1 条 この規程は、那霸市立病院における人事評価の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 那霸市立病院における人事評価の試行については、病院事業管理者が別に定めるもののほか、那霸市人事評価規程（平成 15 年那霸市訓令第 19 号）の例による。

付 則

この規程は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

選挙管理委員会告示

那霸市選挙管理委員会告示第 40 号
平成 15 年 11 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那霸市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 枝川 正 他 727 名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成 15 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までに転出した者
及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 728 名（内訳 男 380 名 女 348 名）

消防本部訓令

那霸市消防本部訓令第4号
平成15年10月23日
施 行 済

那霸市火災等予防査察規程を次のように定める。

那 霸 市 消 防 本 部
消 防 長 大 田 和 人

那覇市火災等予防査察規程

那覇市火災等予防査察規程（平成6年消防本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 査察（第3条—第22条）
- 第3章 雑則（第23条・第24条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。)に基づく査察の実施その他火災等予防の措置に関して必要な事項を定めるものとする。

（査察用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 査察は、法第4条又は第16条の5の規定に基づき仕事場、工事若しくは公衆の出入する場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について検査し、又は質問を行い、火災等予防上の法又は条例の規定の不備欠陥(以下「不備欠陥」という。)について関係者に指摘し、その是正を促すことをいう。
- (2) 危険物製造所等とは、法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (3) 査察員とは、那覇市消防職員立入検査証票規程(昭和53年那覇市消防本部訓令第2号)に規定する証票の交付を受けている消防職員をいう。
- (4) 査察対象物とは、別表に掲げる消防対象物をいう。
- (5) 関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

第2章 査察

（査察の主体）

第3条 消防長又は消防署長は、この規程に基づき、査察員に査察を行う必要がある消防対象物(以下「査察対象物」という。)について査察を行わせ、当該対象物の安全の確保に努めなければならない。

（消防長及び消防署長の責務）

第4条 消防長又は消防署長は、査察業務における行政責任を十分認識するとともに、常に社会情勢に対応した査察の推進に努めなければならない。

2 消防長又は消防署長は、消防対象物の複雑多様化に対応するため、査察員に対する研修の実施、自己啓発の助長等により、査察技術の向上を図るよう努めなければならない。

(査察対象物の把握)

第 5 条 消防長又は消防署長は、査察対象物の実態の把握に努めなければならない。

(査察対象物の区分等)

第 6 条 査察は、用途、規模、出火危険等により、別表のとおり区分し、区分ごとに実施するものとする。

2 査察は、防火対象物にあつては第 1 号様式の防火対象物立入検査表により行い、危険物製造所等にあつては第 2 号様式の危険物製造所等立入検査表により行うものとする。

(査察種別)

第 7 条 査察の種別は、次のとおりとする。

(1) 定期査察とは、別表に掲げる防火対象物区分表により査察を行うものをいう。

(2) 特別査察とは、消防長又は消防署長が緊急その他特別な事由により必要と認める場合に行う査察をいう。

(定期査察)

第 8 条 消防長又は消防署長は、査察対象物について年間及び月間の実施計画を立て査察を行わせるものとする。

(特別査察)

第 9 条 消防長又は消防署長は、特別査察を実施する場合は、あらかじめ特別査察実施計画を立てて行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、その限りでない。

2 消防長又は消防署長は特別査察実施計画を立てる場合には、その趣旨を明確にするものとする。

(査察員の編成)

第 10 条 査察は、消防士長以上の階級にある査察員を長とした編成で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消防長又は消防署長は、緊急の場合において必要と認めるときは、消防士を査察員の長として指定することができる。

(事前の通知)

第 11 条 立入検査実施上、必要があると認め文書を用いる場合は、立入検査通知書(第 3 号様式)により行うものとする。

(査察の留意点)

第 12 条 査察員は、常に査察上必要な知識の習得及び査察技術の向上に努め、査察に当たっては、法第 4 条又は第 16 条の 5 の規定によるほか、次の事項に留意しなければならない。

(1) 服装は制服とする。ただし、特別の事情がある場合はその限りでない。

(2) 態度を厳正にして、言語、動作に注意し、関係者に不快感を抱かせないようにすること。

(3) 正当な理由がなく立入検査を拒み、妨げ又は忌避する者がある場合は、立入検査の趣旨を十分説明し、なお応じないときは、関係者の忌避等の理由を

確認するとともに、その旨を上司に報告し指示を受けること。

- (4) 査察を行うときは、関係者を立ち合わせること。
- (5) 火災予防上の不備欠陥事項等については、違反事由を説明し法的根拠を明らかにして適正に指導すること。
- (6) 消防用設備等その他関係事項について、質問又は相談を受けたときは、適正な判断により、査察対象物の業態、規模等に応じた的確な指導を行うこと。
- (7) 査察対象物の電気設備、機械装置、有害物質その他人体に危険のあるものについては特に注意を払い、事故防止に努めること。
- (8) 査察対象物の業態、規模等から判断して必要な人員編成で実施すること。
- (9) 査察器具を携行し、活用すること。
- (10) 関係者の民事的紛争に関与しないこと。

(検査事項)

第13条 査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼とし、査察の種類及び消防対象物の状況に応じ、次の事項に掲げるものの位置、構造、設備、管理の状況等の全部又は一部について行うものとする。

- (1) 建築物その他の工作物及び舟車
- (2) 消防用設備等
- (3) 危険物及び指定可燃物
- (4) 火気使用設備及び器具
- (5) 電気設備及び器具
- (6) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の可燃性ガス又は消火活動上支障となるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う場合の届出
- (7) 防災対象物品の使用、防災性能を有する旨の表示
- (8) 防火管理者選任(解任)及び消防計画の届出
- (9) 防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等の業務遂行
- (10) 消防計画に基づき、消防庁長官の定める事項の実施
- (11) 避難通路、避難口及び防火戸等の管理
- (12) 消防用設備等及び危険物製造所等の定期点検の実施
- (13) 電気、ガス、火薬類等の施設
- (14) その他火災等予防上必要と認める事項

(査察員の派遣)

第14条 消防署長は、査察を実施するに当たって必要と認める場合は、第4号様式により消防長に査察員の派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定による要請があった場合は、第5号様式により査察員を派遣するものとする。

3 派遣された査察員は、応援を受けた署長の指揮の下に協力して査察を実施しなければならない。

(立入検査報告)

第15条 査察員は、立入検査を実施したときは、速やかにその状況を立入検査報告書(第6号様式)により消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(立入検査結果の通知等)

第16条 消防長又は消防署長は、立入検査を実施したときは、当該消防対象物の関係者に対して、次に定めるところによりその結果を立入検査終了の日から14日以内に通知するものとする。

- (1) 第1種査察対象物から第3種査察対象物までに対する立入検査の場合は、防火対象物立入検査結果通知書(第7号様式)(以下「結果通知書」という。)に不備欠陥及びその他必要事項(以下「指摘事項」という。)を記載して行うこと。
- (2) 第4種査察対象物に対する立入検査の場合は、危険物製造所等立入検査結果通知書(第8号様式)に指摘事項を記載して行うこと。ただし、移動タンク貯蔵所に対する立入検査結果通知書は、別に定めるものとする。
- (3) 第5種査察対象物に対する立入検査の場合は、アーケード等立入検査結果通知書(第9号様式)に指摘事項を記載して行うこと。

2 前項各号の結果通知書は、査察ごとに作成しなければならない。

(改修等の報告)

第17条 前条の規定に基づき通知した指摘事項の改修等の報告については、改修等報告書(第10号様式)により行わせるものとする。

2 改修等報告書用紙は、前条に規定する通知書に添付するものとする。

3 改修等報告書には、次の事項を明示させるものとする。

- (1) 指摘事項の改修等の完了年月日
- (2) 指摘事項の改修等に長期間を要する場合は、改修等の具体的な計画に関する事項
- (3) その他改修等の報告に必要と認められる事項

4 消防長又は消防署長は、改修等報告書に前項第2号に該当する事項の記載があったときは、改修等の計画に関して適切な指導に努め、改修等の促進を図るものとする。

5 消防長又は消防署長は、前1項の規定による改修等の報告を怠っている場合は、関係者に対して改修等報告の催告通知書(第11号様式)を交付するものとする。

6 消防長又は消防署長は、改修等報告書の提出があったときは、原則として当該査察対象物の立入検査を行った査察員に改修等の状況の確認調査を行わせるものとする。

(追跡調査)

第18条 消防長又は消防署長は、指摘事項の改修等の履行がなされていないと認める場合は、査察員に追跡調査のための立入検査を行わせ是正の推進に努めなければならない。

2 査察員は、追跡調査のために立入検査を行ったときは、その結果を追跡調査結果報告書(第12号様式)により消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(行政指導等)

第19条 消防長又は消防署長は、査察の結果、不備欠陥を是正させる場合は、査察対象物に当該不備欠陥の内容を具体的に指摘するとともに懇切丁寧に指導を行

い、関係者に対し速やかに改善するよう勧告しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、不備欠陥が是正されない場合は、行政目的確保のための必要な措置をとらなければならない。

(防火対象物施設台帳等の作成及び整理)

第20条 査察員は、査察を実施した場合は、防火対象物施設台帳(第13号様式)及び危険物施設台帳(第14号様式)(以下「施設台帳」という。)を作成するとともに、査察結果又は施設台帳の記載内容に変更があったときは、その都度整理しなければならない。

2 消防署長は、法第9条の2の規定に基づく圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出又は廃止の届出がある場合は査察を実施し、圧縮アセチレンガス等の貯蔵等台帳(第15号様式)を作成しなければならない。ただし、廃止の届出の場合は査察を行わないことができる。

(関係行政機関との連絡協調)

第21条 消防長又は消防署長は、査察に関し、又は査察の結果、特に必要と認めるものについては、関係行政機関と連絡協調を図るものとする。

(違反処理)

第22条 消防長又は消防署長は、立入検査により指摘した不備欠陥の改修等が行われず、過去の指導経過等から判断して違反処理が必要であると認めるときは、那覇市火災等予防違反処理規程(平成15年那覇市消防本部訓令第2号)に定めるところにより速やかに必要な措置を行うものとする。

第3章 雑則

(月間査察報告等)

第23条 消防長又は消防署長は、査察を実施したときは、その月の査察結果をまとめ、第1種査察対象物、第2種査察対象物、第3種査察対象物、第5種査察対象物にあっては防火対象物査察実施結果表(第16号様式)を、第4種査察対象物にあっては危険物・消防対象物査察実施結果表(第17号様式)をそれぞれ作成し、翌月の7日までに消防長に報告しなければならない。

(その他)

第24条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が定める。

付 則

この訓令は、平成15年10月23日から施行する。

別表 (第 2 条・第 7 条関係)

区 分	対 象	回 数
第 1 種 査察対象物	ア 政令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで (5) 項イ、 (6) 項、(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対 象物のうち、法第 8 条第 1 項の適用を受ける もの	1 年に 1 回以上
	イ 政令別表第 1 (16 の 2) 項及び (16 の 3) 項に 掲げる防火対象物で法第 8 条の 2 第 1 項の適 用を受けるもの	
	ウ 政令別表第 1 (17) 項に掲げる防火対象物	
	エ 法 8 条の 2 の 3 の規定による防火対象物	3 年に 1 回以上
第 2 種 査察対象物	政令別表第 1 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項 ロ、(10) 項から (15) 項及び (16) 項ロまでに掲げ る防火対象物のうち、法第 8 条第 1 項の適用を 受けるもの	3 年に 1 回以上
第 3 種 査察対象物	政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち法第 8 条第 1 項及び第 8 条の 2 第 1 項の適用を受け ないもの	消防長又は消防 署長が決定する 回数
第 4 種 査察対象物	ア 危険物製造所等 (法第 11 条第 1 項の規定に より許可を受けている製造所、貯蔵所及び取 扱所で、法第 14 条の 2 第 1 項の規定により予 防規程を定めなければならない施設)	1 年に 1 回以上
	イ 前ア以外の製造所等	2 年に 1 回以上
第 5 種 査察対象物	第 1 種査察対象物から第 4 種査察対象物に掲 げるもの以外の消防対象物	消防長又は消防 署長が決定する 回数

第 1 号様式 (第 6 条関係)

防 火 対 象 物 立 入 検 査 表

防火対象物名称												
所在地		那覇市										
管理権原者		(電話)										
住所												
防火管理者職氏名												
対 象 物	構造						敷地面積				m ²	
	階数	F/B					建築面積				m ²	
	用途						延べ面積				m ²	
確認年月日												
階 収 容 人 員 床 面 積	別 員 積	階 人 m ²	従 業 員		男	女						
		階 人 m ²	人	人								
条例第 51 条に基づく届出等												
少量危険物等												
消火設備	警報設備			避難設備			消防活動上 必要な施設					
検査年月日		年			月			日			所属	
検査員氏名												
付近見取図												

調 査 事 項		検査結果○×	
資格を有するものの中から防火管理者を定めているか			
防火管理者の選任届書は提出されているか			
消防計画書は提出されているか			
自衛消防隊の訓練は実施されているか			
消防用設備等の定期点検を行っているか			
消防用設備等の点検報告はされているか			
防火対象物の定期点検を行っているか			
消火器	一の消火器に至る歩行距離は 20 メートル以下か		
	見易く取扱い位置にあるか		
屋内消火栓設備	一の消火栓箱からの水平距離は 25 メートル以下か		
	消火栓箱の周囲に障害物はおいてないか		
	ホースの格納、保守はよいか		
自動火災報知設備	火災表示作動試験		
	回路導通試験		
	予備電源の切替装置、端子電圧は正常か		
	発信機は正常に作動するか		
	未警戒部分はないか		
避難設備	避難器具	避難器具の位置、種類は適正か	
		標識は見易い位置か	
	誘導灯	避難口誘導灯は適正か	
		通路誘導灯は正常か	
		玉切れ箇所はないか	
		誘導灯付近に障害物はないか	
		非常電源の電圧は正常か	
	避難階段等	防火戸の開閉障害はないか	
		階段及び廊下に避難障害物はないか	
他の目的に使用していないか			
防災対象物は防災物品等を使用しているか			
備 考			

第 2 号 様 式 (第 6 条 関 係)

危 険 物 製 造 所 等 立 入 検 査 表

施 設 名										
施 設 場 所										
許 可 年 月 日	第	年	月	日	完 成 年 月 日	第	年	月	日	号
権 原 者	住 所									
	氏 名									
危 険 物 保 安 監 督 者	住 所									
	氏 名									
免 状	種 別	指 定 区 分	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事					
	種	類	年 月 日							
製 造 所 等 の 別										
危 険 物 の 種 別	類 別	品 名	数 量	危 険 物 施 設	面 積 又 は 容 積	建 築 構 造				
	第 類									
	第 類									
	第 類									
	第 類									
	第 類									
	第 類									
指 定 数 量 の 倍										
消 火 設 備					警 報 設 備					

第 3 号様式 (第 11 条関係)

	那消	第	号
		年	月
住所			日
氏名	様		
	那覇市		
立 入 検 査 通 知 書			
所 在 地	那覇市		
名 称		用 途	
あなたの権原に係る上記防火対象物について、			
		年	月
			日
時	分頃	から	立入検査を行うので通知します。
(注) 立入検査の日程について都合が悪いときは、事前にご連絡ください。			
連絡先	那覇市	電話	番
		(担当者)

第 4 号 様 式 (第 1 4 条 関 係)

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長 印

職 員 派 遣 要 請 書

下 記 の 防 火 対 象 物 の 査 察 の た め 、 職 員 を 派 遣 し て い た だ く よ う 要 請 し ま す 。

記

- 1 防 火 対 象 物 名
- 2 所 在 地
- 3 用 途 ・ 構 造 等
- 4 関 係 者 氏 名 等
- 5 そ の 他 (日 時)

第 5 号 様 式 (第 1 4 条 関 係)

年 月 日

消防署長 様

消防長 印

職 員 派 遣 通 知 書

年 月 日 付 け で 要 請 の あ っ た こ と に つ い て は 、 下 記 の と お り (派 遣 す る ・ 派 遣 し な い) こ と を 決 定 し た の で 通 知 す る 。

記

- 1 派 遣 職 員 名
- 2 派 遣 期 間
- 3 そ の 他

第 6 号 様 式 (第 1 5 条 関 係)

<h2 style="margin: 0;">立 入 検 査 報 告 書</h2>			
			年 月 日
様			
			報告者 氏名
			印
立入検査の状況について報告します。			
立入検査日時			
立入検査員氏名			
対象物名			
対象物所在地	那覇市		
構造・規模	構造		建築面積 m²
	階層		延べ面積 m²
項 目	チェック項目		適 用
	適	不適	
防火管理状況			
消防用設備等の設置維持状況			
消防用設備等の点検及び報告状況			
避難設備状況			
防火対象物定期点検報告状況			
火災予防条例の届出状況			
その他			

第 9 号様式 (第 16 条関係)

住所 氏名	那消 第 号 年 月 日	
様		
那覇市		
アーケード等立入検査結果通知書		
所 在 地 名 称	那覇市 用途 ()	
<p>あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第 4 条第 1 項に基づき、立入検査を実施した結果は、次のとおりであります。</p> <p>なお、不備欠陥については、指摘のとおり改善するよう勧告します。</p>		
立入検査員 氏名		
印		
区分	場 所	指 摘 事 項

第 1 0 号 様 式 (第 1 7 条 関 係)

<h2 style="margin: 0;">改 修 等 報 告 書</h2>			
那 覇 市		様	
年		月	
日		住 所	
氏 名		年	
月		日	
付 け の 立 入 検 査 結 果 通 知 書 に よ り 指 摘 さ れ た 事 項 に つ い て は 、 下 記 の と お り 改 修 等 を し ま し た 。			
防 火 管 理 者 又 は 危 険 物 保 安 監 督 者			
			印
指 摘 番 号	改 修 等 の 概 要	改 修 等 年 月 日	※ 適 用
※ 受 付		※ 経 過 欄	

- (注) 1 ※印は、記入しないこと。
 2 項目が多い場合は、別紙により添付すること。
 3 未改修等の事項については、改修等計画の内容を記載すること。

第 1 1 号 様 式 (第 1 7 条 関 係)

住所		那 消	第	号
氏名	様		年 月 日	
		那 霸 市 消 防 長		印
		消 防 署 長		
催 告 通 知 書				
みだしのことにつきまして 年 月 日付で 那 消 第 号				
により通知した指示事項についての改善等の報告が 年 月 日現在				
提出されていませんので、 年 月 日までに提出してください。				

第 1 2 号 様 式 (第 1 8 条 関 係)

追 跡 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

様

署 長 ・ 予 防 課 長

所 在 地 那 覇 市
名 称
氏 名

調 査 員 階 級 ・ 氏 名

年 月 日 に 実 施 し た 上 記 対 象 物 の 立 入 検 査 に 係 る 追 跡 調 査 を
年 月 日 に 行 い ま し た の で 、 そ の 結 果 を 下 記 の と お り 報 告 し ま す 。

記

第 13 号様式 (第 20 条関係)

防火対象物施設台帳

整 理 番 号 第 号		所在地 名 称 氏 名 電 話					
用途 () 項		防 火 管 理 者					
構 造 様 式		階 数	業 態	建 面 積	延 面 積 敷 地 面 積		
		/		m ²	m ² m ²		
危険物貯蔵所及び取扱所の区分			収容人員				
階	用途	階	用途	従業員	男	女	
階	用途	階	用途		人	人	
階	用途	階	用途	備 考			
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
階	用途	階	用途				
消 防 計 画 書		提出済・未提出		防 災 処 理		処理済・一部処理・未処理	
消 防 用 設 備 の 設 置 状 況		有 無	消 防 用 設 備 の 設 置 状 況		有 無		
消 火 設 備	消火器	有・無	避 難 設 備	避難器具	有・無		
	屋内消火栓	有・無		避難口誘導灯	有・無		
	スプリンクラー設備	有・無		通路誘導灯	有・無		
	ハロゲン、二酸化炭素	有・無		客席誘導灯	有・無		
	泡、粉末消火設備	有・無		誘導標識	有・無		
警 報 設 備	自動火災報知設備	有・無	消 必 活 な 動 施 上 設	消防用水	有・無		
	漏電火災報知機	有・無		連結送水管	有・無		
	非常警報器具	有・無		排煙設備	有・無		
	非常ベル、サイレン	有・無		非常コンセント	有・無		
	放送設備	有・無		無線通信補助設備	有・無		

	氏 名	届 出 年 月 日
防 火 管 理 者 選 任		年 月 日
炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、厨房設備、火花を生ずる設備、放電加工機、ヒートポンプ設備等	有 ・ 無	届 出 年 月 日
変電・発電・蓄電 ネオン管灯	有 ・ 無	届 出 年 月 日
消 防 計 画	有 ・ 無	届 出 年 月 日
立入検査年月日	特 記 事 項	
年 月 日 検査員		

第 14 号様式 (第 20 条関係)

危 険 物 施 設 台 帳

(表)

台帳整理番号		署別		予防規程	該当 (年 月 日) ・非該当
施 設 名	電話				
設 置 場 所	那覇市				
設置許可	年 月 日	那覇市消防指令 第 号	設置の完成	年 月 日	第 号
設 置 者	住所	電話			
	氏名				
設置場所の地域別		防火地域別	別途地域別		
貯蔵所又は取扱所					
位置・構造の基準					
消 火 設 備					
危 険 物	種別	品名	物質名	数 量	施 設 の 概 要
	第類	第 石 油		ℓ	
	第類	第 石 油		ℓ	
	第類	第 石 油		ℓ	
	第類	第 石 油		ℓ	
	第類	第 石 油		ℓ	
	第類	第 石 油		ℓ	
	指 定 数 量 の				倍
タンク検査年月日		年 月 日	タンク検査番号	第 号	
備 考	※タンクの定期点検年月日等その他の必要事項を記入すること。				

(裏)

保安監督者選任・解任届出	許可年月日 許可番号	選任者の 役職及び氏名	免許状 の 種類	解任者の 役職及び氏名
	年 月 日 第 号		第 種類	
	年 月 日 第 号		第 種類	
	年 月 日 第 号		第 種類	
	年 月 日 第 号		第 種類	
	年 月 日 第 号		第 種類	
	年 月 日 第 号		第 種類	

変更・仮使用・完成・その他諸届出	許可年月日	許可番号	申請及び届出	申請内容及び届出内容
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		
	年 月 日	第 号		

第 15 号 様 式 (第 20 条 関 係)

圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等 貯 蔵 等 台 帳

事業所名称					(電 話)
事業所住所					(電 話)
品 名		最大貯蔵量		1 日最大取扱数量	
貯蔵又は取扱開始 (廃止) 予定年月日			貯蔵・取扱・廃止 年 月 日		
県からの通知	消防本部受付番号 ()		消防署収受番号 ()		
消防署届出	消防署受付日 ()		消防署受付番号 ()		
消防管内		調査年月日	日	年	月
設置状況					
現 場 見 取 図					
設 置 状 況 図					

第16号様式 (第23条関係)

防火対象物査察実施結果表

区分	防火対象物区分												査察実施人員						
	項 事項	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		合計	消防士	消防士長	消防司令補	消防司令	合計
イ		ロ	ハ	ニ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ							
通常査察	実施回数																		
	確認回数																		
特別査察	追跡回数																		
	小計																		
集計	実施回数																		
	確認回数																		
	追跡回数																		
	小計																		
	合計																		

第17号様式 (第23条関係)

危険物・消防対象物査察実施結果表

事項	区分	危険物・消防対象物										査察実施人員									
		製造所	貯蔵所								取扱所			合計							
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所		販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	合計	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士	合計		
									自家用	営業用											
集計	実施回数																				
	確認回数																				
	追跡回数																				
	小計																				
	実施回数																				
	確認回数																				
	追跡回数																				
	小計																				
	合計																				